

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO92

発行責任者 畑中 正好

発行日 2012年7月17日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 選挙カー代過大分返還住民監査請求

### 濱口県議 3万3750円を返還

#### 選挙期間外レンタル代金

#### 前後4日分を後日に清算

6月11日にあった濱口太史県議の選挙カー代一部返還住民監査請求は、監査請求後間もない時期に同議員が返還した3万3750円をもって了解としたことから、請求棄却でした。しかし、請求どおりの返還が認められなかったとはいえ、一部返還させ水増しの是正が一定実現したことは追及の成果です。

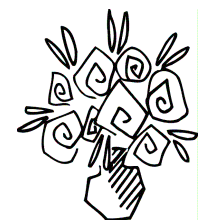
同議員が、私達の監査請求後間もない時期に、3万3750円を返還しました。しかし、返還金額が、私達の請求金額より少ない金額だったため、返還は不十分であるとして、引き続き監査を求めていました。

3000円との差額である3750円の9日分に相当するものでした。これは、業者が陸運支局への届出価格を基準にしたものです。

するといったこと。一部マスコミに6000円と言ったことにはありません。監査は、他へのレンタルが1日6000円1回認められたものの、その車は、殆ど修理の代車として使用されているとして届出価格による適用が適正と認定しました。

また、公金請求のレンタル期間9日は、選挙期間であるところ、実際にはその後数日使用しており、9日分には、その数日分が上乘せされているとの指摘に対し、選挙期間前後4日分について後日に清算していたことを確認した、としています。

監査結果に不服がないとはいえませんが、一定の返還が実現したことは私達の追及の成果です。



# 県のパブコメに意見書提出

## 請求を抑制させる結果に

求する場合にも別途閲覧費用が必要になります。すなわち、請求を取り下げれば支払いの必要がない

だけで、開示を受ければ有料です。だから、情報公開の有料化というべきものです。

井上 とすれば、たいへんなことですね。

### 有料化

適正でない請求のみに適用されるものではない

迫間 導入の理由は？  
阪谷 県は、「膨大で適正でない請求を防ぐため」と説明しているようです。

畑中 しかし、「膨大」になる請求がすべて不適正な請求と見なすのは、いかにも行き過ぎです。

迫間 そうですよ。

畑中 また、有料化が制度化されれば、不

適正な請求のみが有料化されるのではありません。適正な請求も有料化されます。だから、結局は、請求そのものを抑制し減少させる結果になります。

迫間 じゃ、適正な請求にも適用されるならば、適正でない請求を防ぐというのは、口実あるいは詭弁に過ぎないと言えませんか。

畑中 そうとも言えます。

### 有料化は県条例の基本理念に反する

井上 そもそも、情報公開請求を抑制する制度を導入するのは、条例の基本理念反す

るのでは？

畑中 おっしゃるとおりです。それは、県の情報公開条例に、次のように宣言しているからです。県が保有する情報は、県民の共有の財産であり、これを広く公開することは、公正で民主的な開かれた県政を推進するために不可欠である、と……

阪谷 再確認すると、県が保有する情報は県民の共有の財産であるということ、広く公開することは民主的な県政に不可欠ということ、ですね。

畑中 そうです。その上、条例は、このような認識に立ち、県民の「知る権利」を尊重し、県が保有する情報を広く県民に公開し、併せて、県

の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするため、県の情報公開制度の一層の充実を進め、もって地方自治の本旨にのっとりた公正で民主的な開かれた県政を確立すべく、この条例を制定する、と宣言しているのです。

阪谷 県民の「知る権利」を尊重し、県の「説明する責務」を全うするために、県には「情報公開制度の一層の充実をすすめ」るよう宣言しているのですね。ならば、その宣言に逆行する有料化の制度を導入することは論外ですよ。

畑中 そこで、私達は、情報公開が、請求人個人へのサービスで

はなく、県民に説明責任を果たすことが行政の責務であるから、それに要する経費は、本来的に、他の行政事務と同じく公費で賄われるべきであると思いました。

井上 それが、情報公開をすすめる方向でしよう。

### 法の実施手数料は無料化の改正へ

迫間 県は、参考として、国の情報公開法



情報公開有料化問題

県民の「知る権利」を阻害する改悪

た。

畑中 全文掲載していただきます。それをご覧できる方は是非お読み下さい。

井上 私、まだでして、県は情報公開をどのように改正しようとしているのですか。

畑中 改正というよりは改悪でして、問題は、有料化することにあります。

井上 現在でも支払っていませんか、一枚あたり10円の費用を。

阪谷 それは写しの交付金でしょうか。

畑中 そうコピー代金です。だから、写しの交付を受けなければ無料です、現在は。井上 それを有料化するのでしょうか。

畑中 そうです。閲覧費用の有料化は、写しを請求しない場合はもとより写しを請

価しましょう。

畑中 ですね。  
井上 分かりました。

者が一般的に用いていた価格が適用されるべきである、と主張していたはずですが……。

畑中 監査結果によると、一般的に用いられていた価格をさぐる調査は行ったようにみられます。しかし、その業者は、殆ど修理の代車として使用していたということ、残念です。

阪谷 監査の限界でしょう。請求より低い金額になったとはいえ、返還に至らせたい、といつべきです。

井上 私達は、その業者が一般的に用いていた価格が適用されることはい、といつべきです。



濱口県議選挙力一水増し問題

一定の是正実現

追及の成果

阪谷 濱口県議が、3万3750円を返還したこと、選挙カーの水増し分が、一定、是正されました。

井上 不十分ですがね。迫間 井上さんは、監査結果に納得してないようですね。

井上 私達の請求が1日6000円との差額の計8万3700円でしたから、1日1万1550円との差額の3万3750円ではね。納得できませんか。

迫間 1日1万1550円とした根拠は？  
畑中 陸運支局への届出価格です。陸運支局では届出価格で営業するよう指導しています。とはいえ、その価格を下回る場合にまで届出価格が適用されることはない、といつべきです。

井上 私達は、その業者が一般的に用いていた価格が適用されることはい、といつべきです。

# 第19回全国市民オンブズマン弘前大会 のご案内

## 原発と市民オンブズマン ~まいね(ダメ)!非公開

全国の市民オンブズマンの皆さま、こんにちは。

今年の「全国市民オンブズマン大会」の開催地は、桜とりんごとお城の町 弘前です。

「弘前さ 来いへ(来て) ~ 恋いへ(恋して)！」

- ・とき 2012年8月25日(土)~26日(日)
- ・ところ 弘前文化センター(〒036-8356 弘前市下白銀町19-4 弘前公園向かい)  
電話 0172-33-6571

参加をご希望される方は事務局までご連絡下さい。

連絡先 電話073-433-2241 畑中

### 主なスケジュール(案)

8月25日(土)

- 13:30 ~ 開会
- 13:30 ~ 13:40 実行委員会挨拶等
- 13:40 ~ 13:45 基調報告
- 13:45 ~ 14:25 全体報告/弘前報告(原発と情報公開)
- 14:25 ~ 15:45 記念講演 **植田和弘氏**  
京都大学大学院経済研究科・地球環境大学院教授  
テーマ「**福島原発事故とエネルギー政策**」
- 15:45 ~ 16:00 包括外部監査表彰  
【 休憩・会場移動 】
- 16:15 ~ 18:15 分科会 (1) 原発・復興 (2) 政務調査費  
(3) なんでも交流会(仮題)
- 18:30 ~ 20:00 懇親会

8月26日(日)

- 9:30 ~ 10:20 各種調査報告
- 10:20 ~ 10:50 分科会報告
- 10:50 ~ 12:10 各地報告
- 12:10 ~ 12:30 大会宣言、決議

に、実施手数料規定のあることを挙げていますね。

畑中 それは参考事例にはなりません。その規定は、現在、原則廃止する改正案が閣議決定され、国会に上程されているからです。

井上 ということは、法の方は、無料化に改正しようとしているということではないですか。

畑中 そうです。  
井上 無料化にしようとするのを参考にすれば、有料化はあり得ない。

阪谷 そうなりますね。

## 有料はたったの

### 2都府県

無料は45道府県

迫間 それ以外に参考

として、県は、東京都と香川県にも同様の規定があるとしています。

畑中 それは、むしろ、47都道府県のうち、実施手数料の規定のあるのが、その2都府県のみです。それに流れは無料化です。

阪谷 という。

畑中 有料であった都道府県はもとも少数でした。01年に、それまで有料だった静岡県が無料にしたことからその2都府県になったのです。

井上 全国市民オンブズマンが行っている情報公開度ランキングにおいて、その2都府県を「失格」扱いにしていました。

畑中 そうです。  
阪谷 とすれば、それも参考にするようなものではない。

畑中 いずれにしても、有料化は、県民の知る権利を阻害するも

のであって、とんでもない方向です。

## 11年度政務調査費

### 領収書添付条件 ワースト1位

阪谷 11年度政務調査

費収支報告書が開示されるようになったようで、一部のマスコミに、領収書を添付した支出が11・8%にとどまっているとする批判記事が目につきました。

畑中 同年度に議員らが5月以降11ヶ月で、使途した政調費が約1億3000万円のようです。それに対し、領収書のある支出が約1549万円ということ、その比率でした。

井上 公金を使っている以上、使途を明らかにするのは当然です。その透明度では悪すぎです。自由に使える「報酬」ではないのですから。

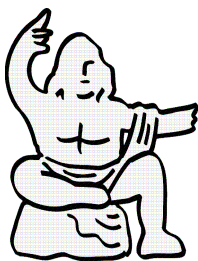
迫間 使途の裏付けを明らかにしないのは「第2の報酬」として自由に使っているからではないですか？

畑中 その疑いは十分にあるでしょう。  
阪谷 その透明度の低さは、領収書の提出を「5万円以上」に

していることと「事務所費、事務費、人件費」を除外していることにあるからでしょう。この点、全国的な状況は？

畑中 この8月に行われる全国大会に向けた調査で、今春までに41都道府県が全領収書の添付を義務化しています。残る6

島根県の3万円以上、その次は岡山県、香川県、愛媛県の1万円以上ですから。  
阪谷 不名誉な順位を脱却される取り組みが必要ですね。  
畑中 そうですね。みなさんで、その取り組みを考えましょう。



# 当面の予定

- 7月17日 PM 6:00 ~  
ニュース発送作業日
- 7月25日 PM 6:00 ~  
第2回全員会議
- 8月25日 ~ 26日  
全国大会(弘前において)
- 8月27日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 8月31日 AM 10:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返還  
請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 9月18日 PM 6:00 ~  
発送日
- 9月26日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議



## 次回会員会議のご案内

日 時 7月25日(水)午後6時 ~  
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい

情報公開有料化問題

県民の「知る権利」を阻害する改悪

た。

畑中 全文掲載していただきます。それをご覧できる方は是非お読み下さい。

井上 私、まだでして、県は情報公開をどのように改正しようとしているのですか。

畑中 改正というよりは改悪でして、問題は、有料化することにあります。

井上 現在でも支払っていませんか、一枚あたり10円の費用を。

阪谷 それは写しの交付代金でしょう。

畑中 そうコピー代金です。だから、写しの交付を受けなければ無料です、現在は。井上 それを有料化するというのはですか。

畑中 そうです。閲覧費用の有料化は、写しを請求しない場合はもとより写しを請

価しましょう。

畑中 ですね。

井上 分かりました。

者が一般的に用いていた価格が適用されるべきである、と主張していたはずですが……。

畑中 監査結果によると、一般的に用いられていた価格をさぐる調査は行ったようにみられます。しかし、その業者は、殆ど修理の代車として使用していたということ、残念です。

阪谷 監査の限界でしょう。請求より低い金額になったとはいえ、返還に至らなかったことは、追及の成果です。この点は評

者が一般的に用いていた価格が適用されるべきである、と主張していたはずですが……。

濱口県議選挙力一水増し問題

一定の是正実現

追及の成果

阪谷 濱口県議が、3万3750円を返還したこと、選挙カーの水増し分が、一定、是正されました。

井上 不十分ですがね。迫間 井上さんは、監査結果に納得してないようですね。

井上 私達の請求が1日6000円との差額の計8万3700円でしたから、1日1万1550円との差額の3万3750円ではね。納得できませんか。

迫間 1日1万1550円とした根拠は？

畑中 陸運支局への届出価格です。陸運支局では届出価格で営業するよう指導しています。とはいえ、その価格を下回る場合にまで届出価格が適用されることはない、といふべきです。

井上 私達は、その業



# 県のパブコメに意見書提出

## 請求を抑制させる結果に

求する場合にも別途  
閲覧費用が必要にな  
ります。すなわち、  
請求を取り下げれば  
支払いの必要がない

だけで、開示を受け  
れば有料です。だか  
ら、情報公開の有料  
化というべきもので  
す。  
井上 とすれば、たい  
へんなことですね。

### 有料化

適正でない請求  
のみに適用され  
るものではない

迫間 導入の理由は？  
阪谷 県は、「膨大で適  
正でない請求を防ぐ  
ため」と説明してい  
るようです。

畑中 しかし、「膨大」  
になる請求がすべて  
不適正な請求と見な  
すのは、いかにも行  
き過ぎです。  
迫間 そうですよ。  
畑中 また、有料化が  
制度化されれば、不

適正な請求のみが有  
料化されるのではあ  
りません。適正な請  
求も有料化されます。  
だから、結局は、請  
求そのものを抑制し  
減少させる結果にな  
ります。

迫間 じゃ、適正な請  
求にも適用されるな  
らば、適正でない請  
求を防ぐというのは、  
口実あるいは詭弁に  
過ぎないと言えま  
せんか。  
畑中 そうとも言えま  
す。

### 有料化は県条例 の基本理念に反 する

井上 そもそも、情報  
公開請求を抑制する  
制度を導入するのは、  
条例の基本理念反す

るのでは？

畑中 おっしゃるとお  
りです。それは、県  
の情報公開条例に、  
次のように宣言して  
いるからです。県が  
保有する情報は、県  
民の共有の財産であ  
り、これを広く公開  
することは、公正で  
民主的な開かれた県  
政を推進するために  
不可欠である、と…

阪谷 再確認すると、  
県が保有する情報は  
県民の共有の財産で  
あるということ、広  
く公開することは民  
主的な県政に不可欠  
ということ、ですね。  
畑中 そうです。その  
上、条例は、このよ  
うな認識に立ち、県  
民の「知る権利」を  
尊重し、県が保有す  
る情報を広く県民に  
公開し、併せて、県

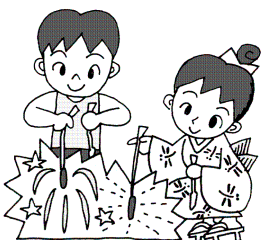
の機関の有するその  
諸活動を県民に「説  
明する責務」が全う  
されるようにするた  
め、県の情報公開制  
度の一層の充実を進  
め、もって地方自治  
の本旨にのっとった  
公正で民主的な開か  
れた県政を確立すべ  
く、この条例を制定  
する、と宣言してい  
るのです。

阪谷 県民の「知る権  
利」を尊重し、県の  
「説明する責務」を  
全うするために、県  
には「情報公開制度  
の一層の充実をすす  
め」るよう宣言して  
いるのですね。なら  
ば、その宣言に逆行  
する有料化の制度を  
導入することは論外  
ですよ。  
畑中 そこで、私達は、  
情報公開が、請求人  
個人へのサービスで

はなく、県民に説明  
責任を果たすことが  
行政の責務であるか  
ら、それに要する経  
費は、本来的に、他  
の行政事務と同じく  
公費で賄われるべき  
であると思いました。  
井上 それが、情報公  
開をすすめる方向で  
しょう。

### 法の実施手数料 は無料化の改正 へ

迫間 県は、参考とし  
て、国の情報公開法





に、実施手数料規定のあることを挙げていますね。

畑中 それは参考事例にはなりません。その規定は、現在、原則廃止する改正案が閣議決定され、国会に上程されているからです。

井上 ということは、法の方は、無料化に改正しようとしているということではないですか。

畑中 そうです。  
井上 無料化にしようとするのを参考にすれば、有料化はあり得ない。

阪谷 そうなりますね。

## 有料はたったの

### 2都府県

無料は45道府県

迫間 それ以外に参考

として、県は、東京都と香川県にも同様の規定があるとしています。

畑中 それは、むしろ、47都道府県のうち、実施手数料の規定のあるのが、その2都府県のみです。それに流れは無料化です。

阪谷 という。

畑中 有料であった都道府県はもとも少数でした。01年に、それまで有料だった静岡県が無料にしたことからその2都府県になったのです。

井上 全国市民オンブズマンが行っている情報公開度ランキングにおいて、その2都府県を「失格」扱いにしていました。

畑中 そうです。  
阪谷 とすれば、それも参考にするようなものではないと。

畑中 いずれにしても、有料化は、県民の知る権利を阻害するも

のであって、とんでもない方向です。

## 11年度政務調査費

### 領収書添付条件 ワースト1位

阪谷 11年度政務調査

費収支報告書が開示されるようになったようで、一部のマスコミに、領収書を添付した支出が11・8%にとどまっているとする批判記事が目につきました。

畑中 同年度に議員らが5月以降11ヶ月で、使途した政調費が約1億3000万円のようです。それに対し、領収書のある支出が約1549万円ということ、その比率でした。

井上 公金を使っている以上、使途を明らかにするのは当然ですよ。その透明度では悪すぎです。自由に使える「報酬」ではないのですから。

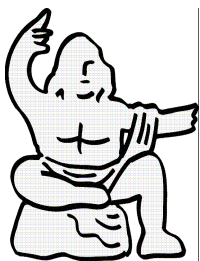
迫間 使途の裏付けを明らかにしないのは「第2の報酬」として自由に使っているからではないですか？

畑中 その疑いは十分にあるでしょう。  
阪谷 その透明度の低さは、領収書の提出を「5万円以上」に

していることと「事務所費、事務費、人件費」を除外していることにあるからでしょう。この点、全国的な状況は？

畑中 この8月に行われる全国大会に向けた調査で、今春までに41都道府県が全領収書の添付を義務化しています。残る6

島根県の3万円以上、その次は岡山県、香川県、愛媛県の1万円以上ですから。  
阪谷 不名誉な順位を脱却される取り組みが必要ですね。  
畑中 そうですね。みなさんで、その取り組みを考えましょう。



# 第19回全国市民オンブズマン弘前大会 のご案内

## 原発と市民オンブズマン ~まいね(ダメ)!非公開

全国の市民オンブズマンの皆さま、こんにちは。

今年の「全国市民オンブズマン大会」の開催地は、桜とりんごとお城の町 弘前です。

「弘前さ 来いへ(来て) ~ 恋いへ(恋して)！」

- ・とき 2012年8月25日(土)~26日(日)
- ・ところ 弘前文化センター(〒036-8356 弘前市下白銀町19-4 弘前公園向かい)  
電話 0172-33-6571

参加をご希望される方は事務局までご連絡下さい。

連絡先 電話073-433-2241 畑中

### 主なスケジュール(案)

8月25日(土)

- 13:30 ~ 開会
- 13:30 ~ 13:40 実行委員会挨拶等
- 13:40 ~ 13:45 基調報告
- 13:45 ~ 14:25 全体報告/弘前報告(原発と情報公開)
- 14:25 ~ 15:45 記念講演 **植田和弘氏**  
京都大学大学院経済研究科・地球環境大学院教授  
テーマ「**福島原発事故とエネルギー政策**」
- 15:45 ~ 16:00 包括外部監査表彰  
【 休憩・会場移動 】
- 16:15 ~ 18:15 分科会 (1) 原発・復興 (2) 政務調査費  
(3) なんでも交流会(仮題)
- 18:30 ~ 20:00 懇親会

8月26日(日)

- 9:30 ~ 10:20 各種調査報告
- 10:20 ~ 10:50 分科会報告
- 10:50 ~ 12:10 各地報告
- 12:10 ~ 12:30 大会宣言、決議

# 当面の予定

- 7月17日 PM 6:00 ~  
ニュース発送作業日
- 7月25日 PM 6:00 ~  
第2回全員会議
- 8月25日 ~ 26日  
全国大会(弘前において)
- 8月27日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 8月31日 AM 10:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返還  
請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 9月18日 PM 6:00 ~  
発送日
- 9月26日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議



## 次回会員会議のご案内

日 時 7月25日(水)午後6時 ~  
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい